



グリーンファイナンス市場の動向について

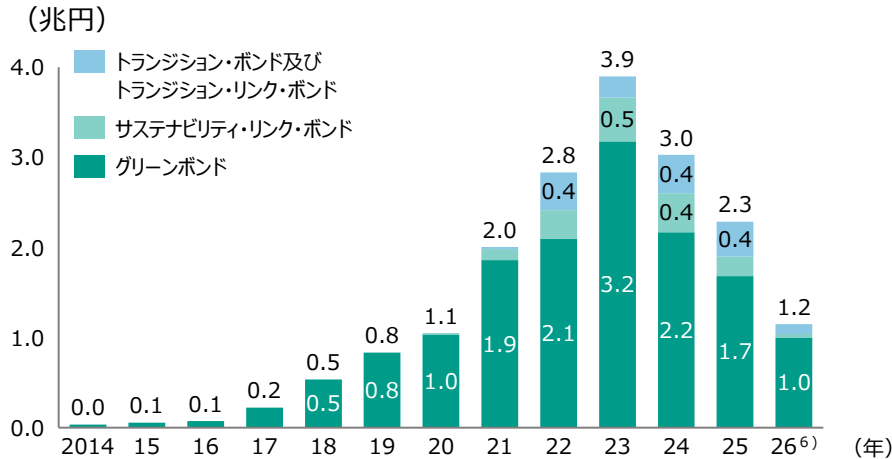
2026年10月19日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

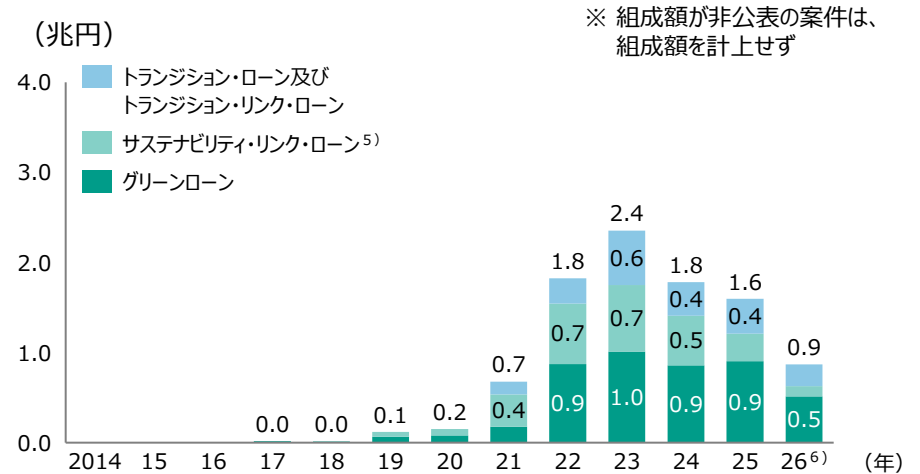
グリーンファイナンス市場の動向

国内グリーンファイナンス¹⁾ 市場 ①国内外の金額・件数

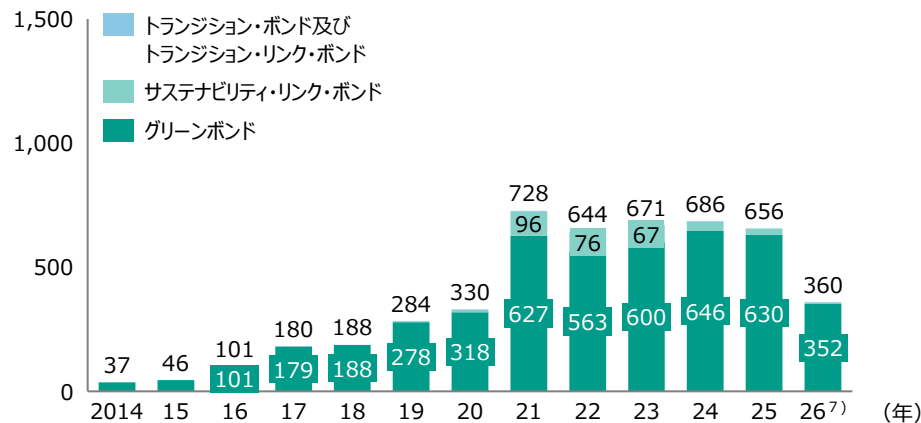
ボンド²⁾ 発行額の推移³⁾



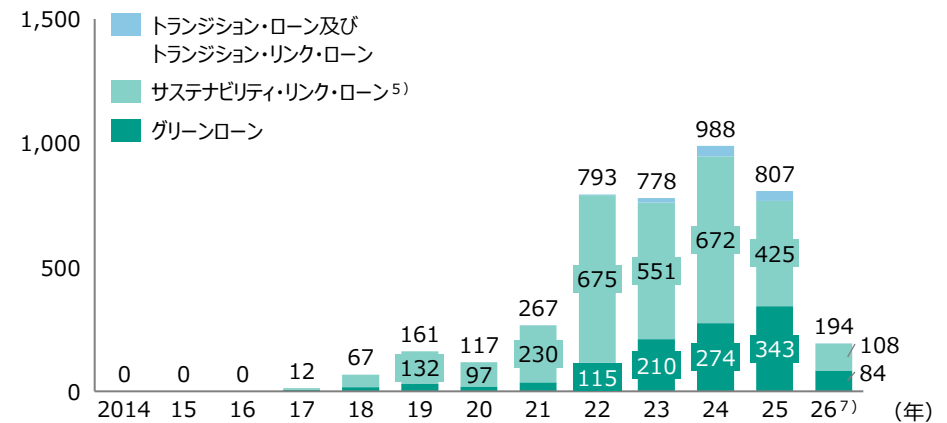
ローン⁴⁾ 組成額の推移³⁾



(十億米ドル)



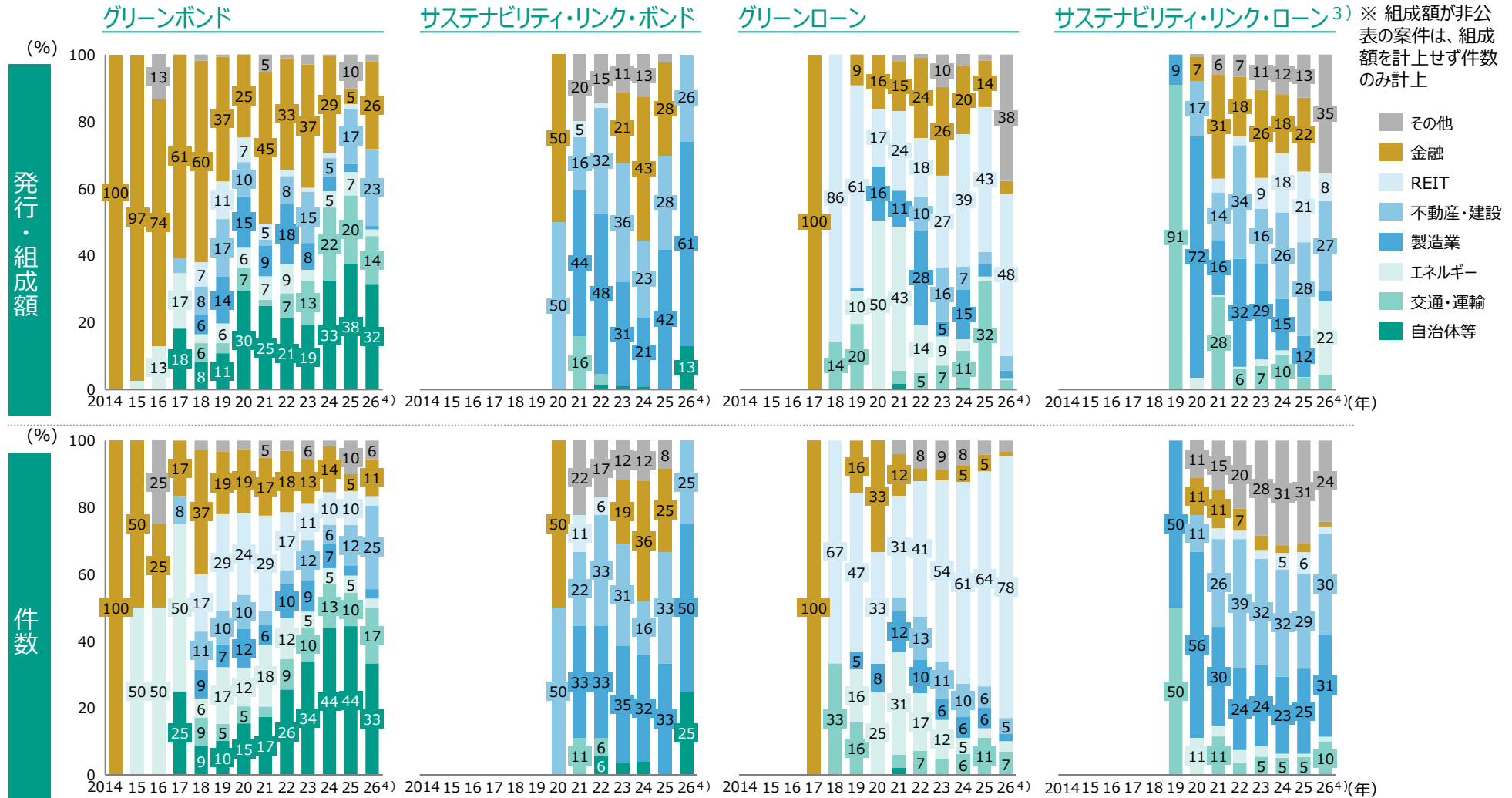
(十億米ドル)



1. グリーンファイナンスは、グリーンボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを指す； 2. ボンドは、グリーンボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、トランジション・ボンド及びトランジション・リンク・ボンドを指す； 3. データラベルは国内は四捨五入して0.4兆円以上、世界は四捨五入して100十億米ドル以上のものについて表示； 4. ローンは、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジション・ローン及びトランジション・リンク・ローンを指す； 5. サステナビリティ・リンク・ローンは、金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（包括フレームワーク）」に基づいて組成された案件も含む； 6. 国内の2026年は6月30日までの実績値； 7. 世界の2026年はEnvironmental Financeデータベースの2026年8月13日取得データ
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年8月23日閲覧、同年6月30日現在）；経済産業省

国内グリーンファイナンス¹⁾ 市場 ②調達者セクター別内訳

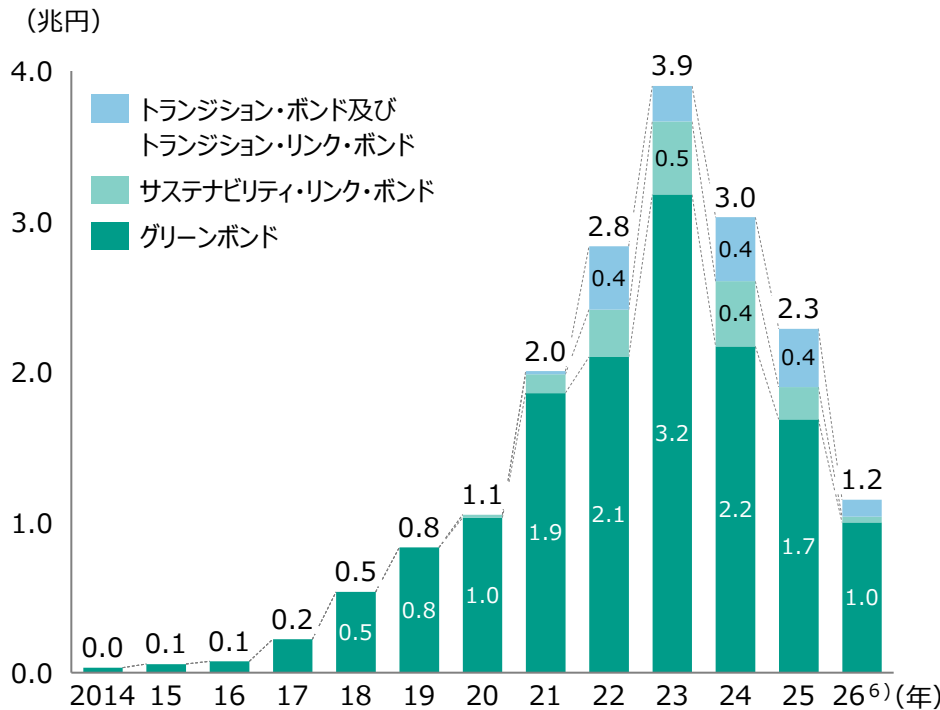
グリーンファイナンス¹⁾ ラベル別発行・組成額及び件数のセクター別割合の推移²⁾



1. グリーンファイナンスは、グリーンボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを指す； 2. データラベルは四捨五入して5%以上のものについて表示； 3. サステナビリティ・リンク・ローンは、金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（包括フレームワーク）」に基づいて組成された案件も含む； 4. 2026年は6月30日までの実績値
 出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年8月23日閲覧、同年6月30日現在）

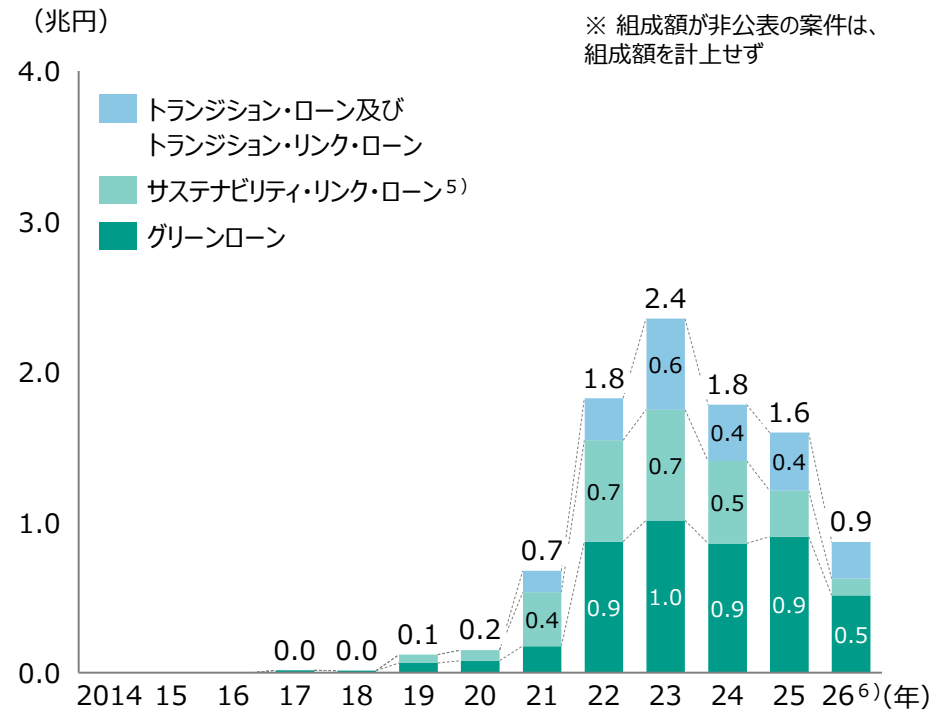
国内グリーンファイナンス¹⁾ 市場 ③債券/ローン別金額・件数

国内債券²⁾ 発行額の推移³⁾



国内公社債発行額 ⁷⁾ (兆円)	29.1	25.7	28.4	29.0	28.6	31.1	32.2	29.9	24.5	27.6	27.9	27.4	13.0 ⁶⁾
国内公社債発行額 ⁷⁾ に占める債券 ²⁾ の割合 (%)	0%	0%	0%	1%	2%	3%	3%	7%	12%	14%	11%	8%	9%

国内ローン⁴⁾ 組成額の推移³⁾



設備資金新規貸出額 ⁸⁾ (兆円)	34.1	36.8	39.5	39.9	38.8	39.8	36.8	34.8	40.0	42.7	43.8	47.7	26.9 ⁶⁾
設備資金新規貸出額 ⁸⁾ に占めるローン ⁴⁾ の割合 (%)	-	-	-	0%	0%	0%	0%	2%	5%	6%	4%	3%	3%

1. グリーンファイナンスは、グリーン債券、サステナビリティ債券、サステナビリティ・リンク・債券、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを指す； 2. 債券は、グリーン債券、サステナビリティ・リンク・債券、トランジション・債券及びトランジション・リンク・債券を指す； 3. データラベルは四捨五入して0.4兆円以上のものについて表示； 4. ローンは、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジション・ローン、トランジション・リンク・ローンを指す； 5. サステナビリティ・リンク・ローンは、金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（包括フレームワーク）」に基づいて組成された案件も含む； 6. 2026年は6月30日までの実績値； 7. 国内公社債発行額は、公募公共債のうち国債を除いたもの（地方債及び政保債）並びに公募民間債（財投機関債等、普通社債、資産担保型社債、転換社債、金融債、非居住者債）の発行額； 8. 設備資金新規貸出額は総貸出額から個人向けを除いたもので、国内銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫及びその他金融機関について、暦年ごとに集計した額
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年8月23日閲覧、同年6月30日現在）；日本証券業協会「公社債発行額・償還額等」（2026年8月23日閲覧）；日本銀行「貸出先別貸出金」（2026年8月23日閲覧）；経済産業省

国内グリーンファイナンス¹⁾ 市場 ④利用回数金額・件数

グリーンファイナンス¹⁾ ラベル別発行・組成額及び件数（資金調達者の調達回数別）の推移

グリーンボンド

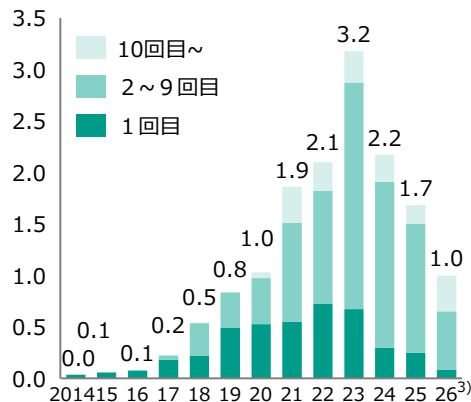
サステナビリティ・リンク・ボンド

グリーンローン

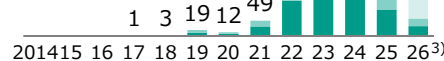
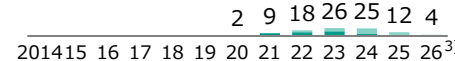
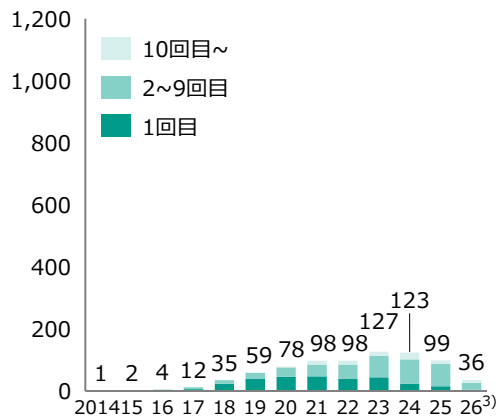
サステナビリティ・リンク・ローン²⁾

※ 組成額が非公表の案件は、
組成額を計上せず件数のみ計上

(兆円)



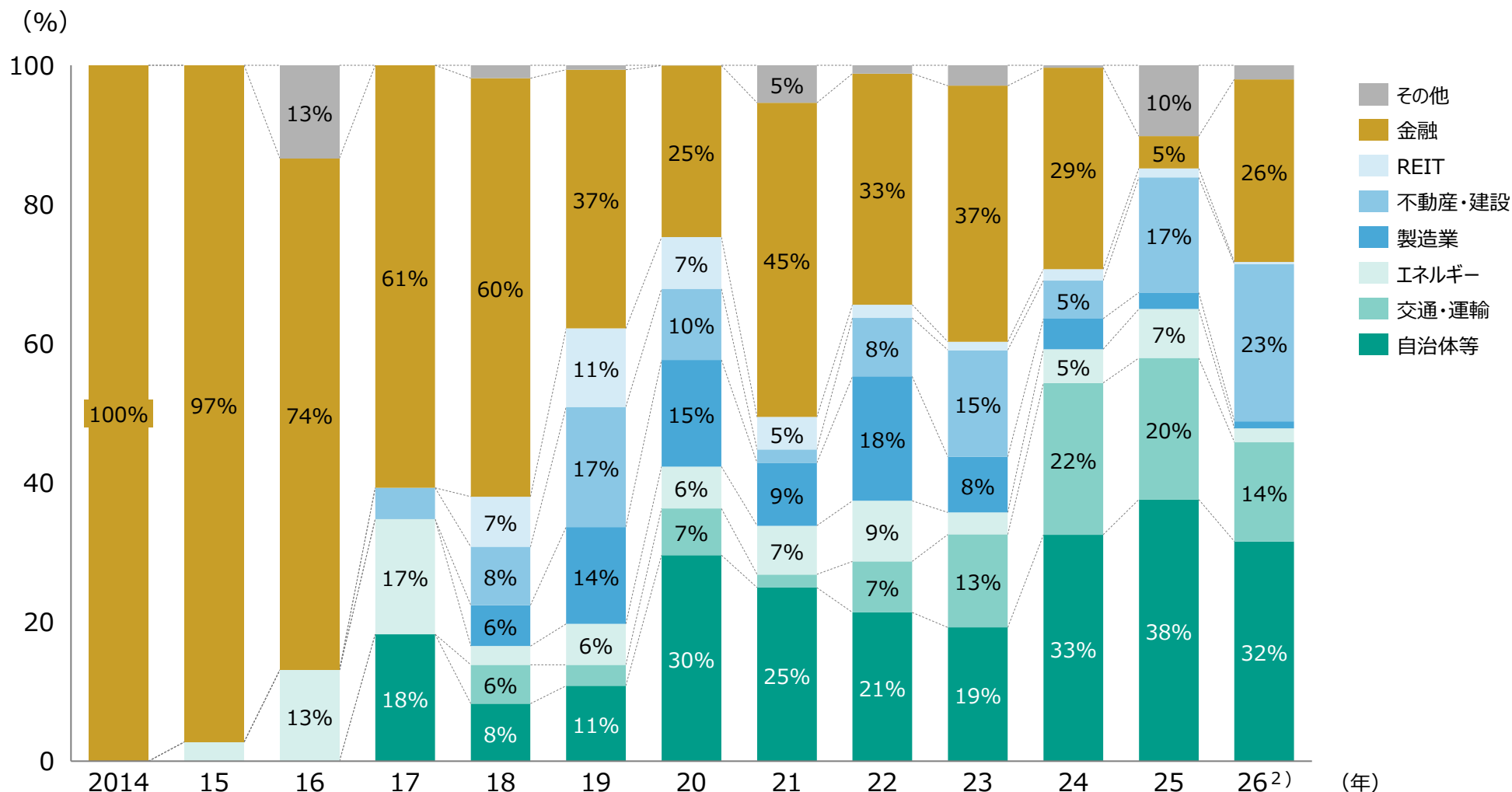
(件)



1. グリーンファイナンスは、グリーンボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを指す； 2. サステナビリティ・リンク・ローンは、金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（包括フレームワーク）」に基づいて組成された案件も含む； 3. 2026年は6月30日までの実績値
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年8月23日閲覧、同年6月30日現在）

グリーンボンド（１／２）発行セクター別内訳

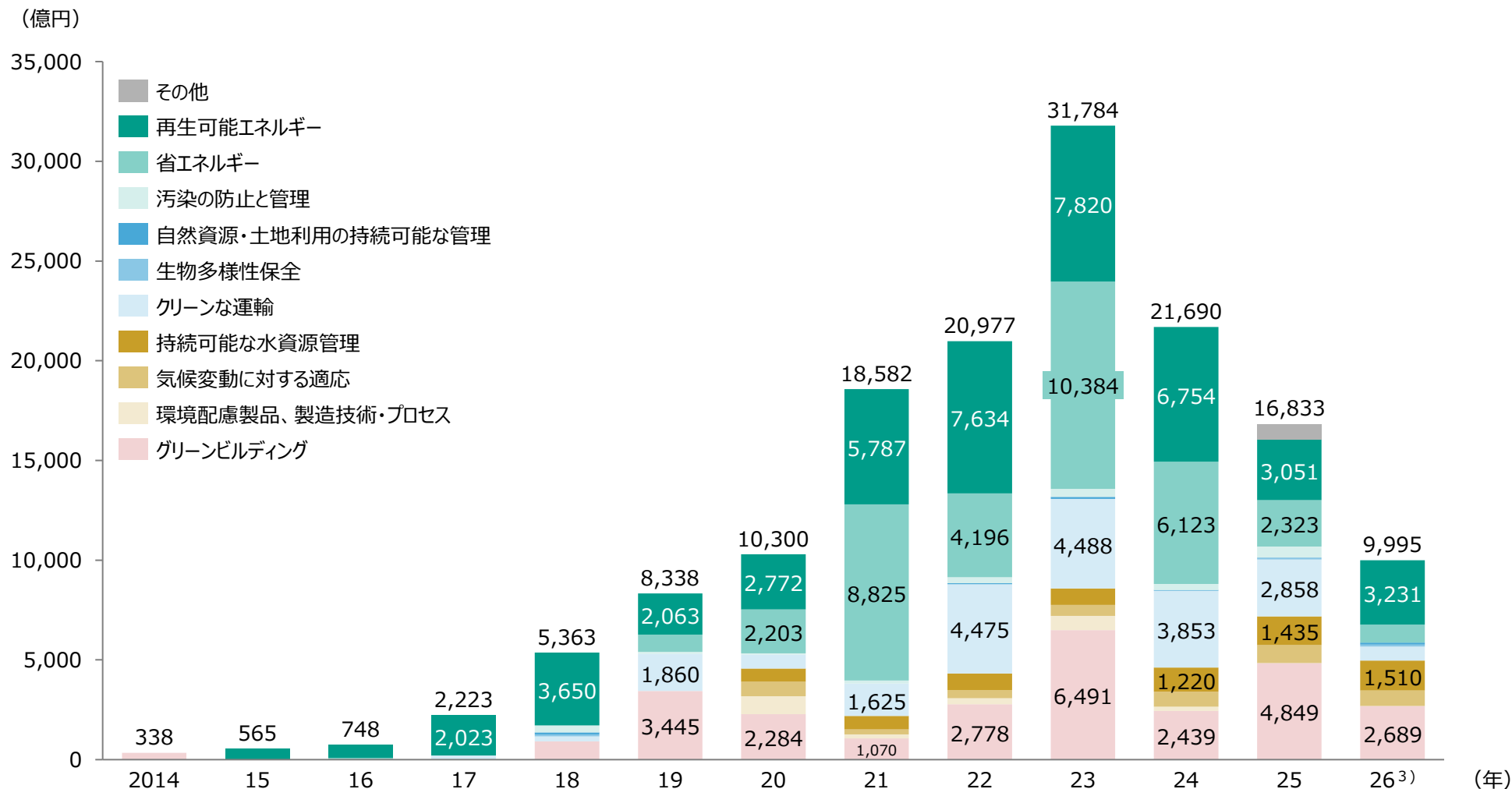
グリーンボンドのセクター別発行額の割合推移^{１）}



１．データラベルは四捨五入して５％以上のものについて表示；２．２０２６年は６月３０日までの実績値
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（２０２６年８月２３日閲覧、同年６月３０日現在）

グリーンボンド（2／2）資金使途¹⁾

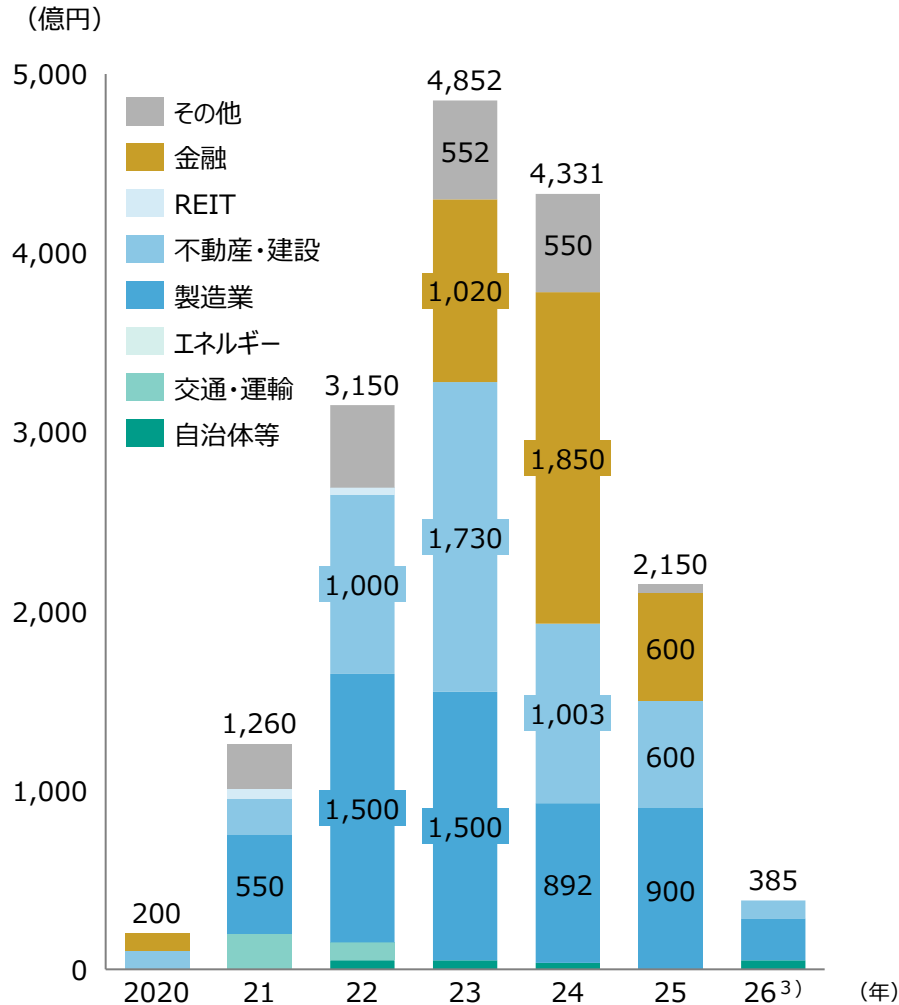
グリーンボンドの資金使途別発行額の推移²⁾



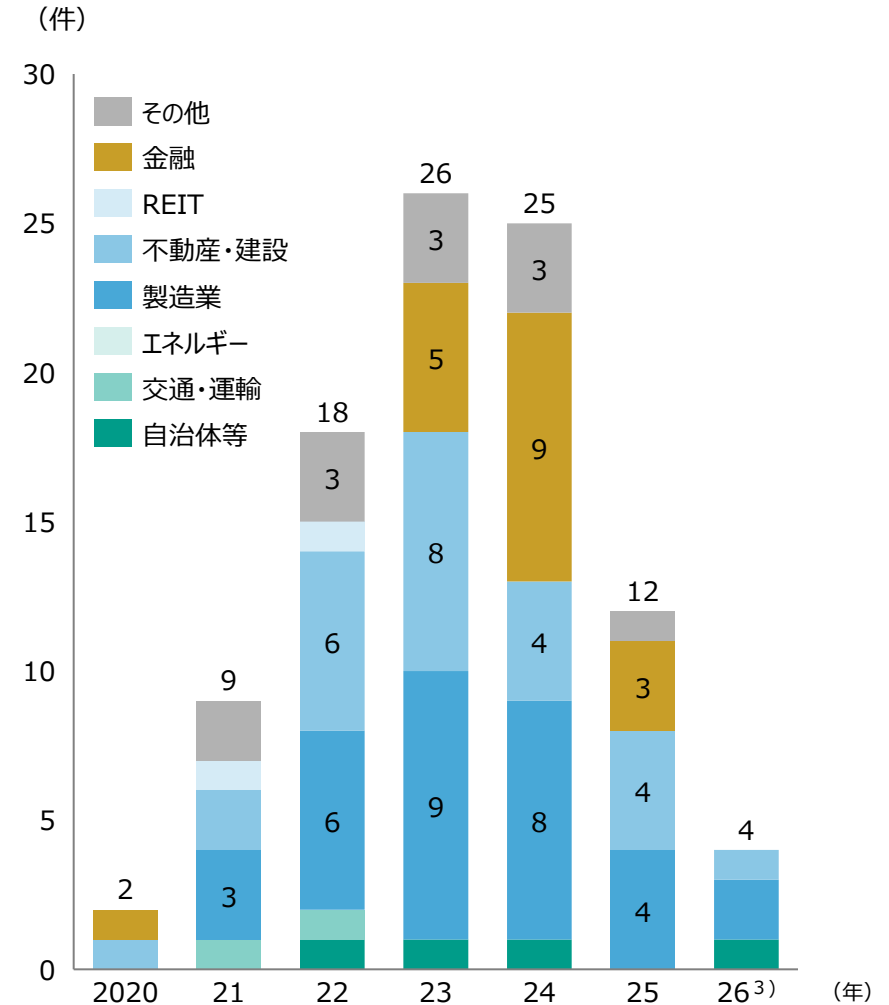
1. 資金使途は、グリーンリスト（グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドラインの付属書 1）における大分類で、各ボンドについて、発行体等による報道発表資料、フレームワーク、セカンド・パーティ・オピニオン（SPO）等をもとに事務局で資金使途の分類を判断したもの。複数資金使途があるものについては、主要な用途と思われるものに分類； 2. データレベルは1,000億円以上のものについて表示； 3. 2026年は6月30日までの実績値
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年8月23日閲覧、同年6月30日現在）

サステナビリティ・リンク・ボンド 発行セクター別内訳

サステナビリティ・リンク・ボンドのセクター別発行額の推移¹⁾



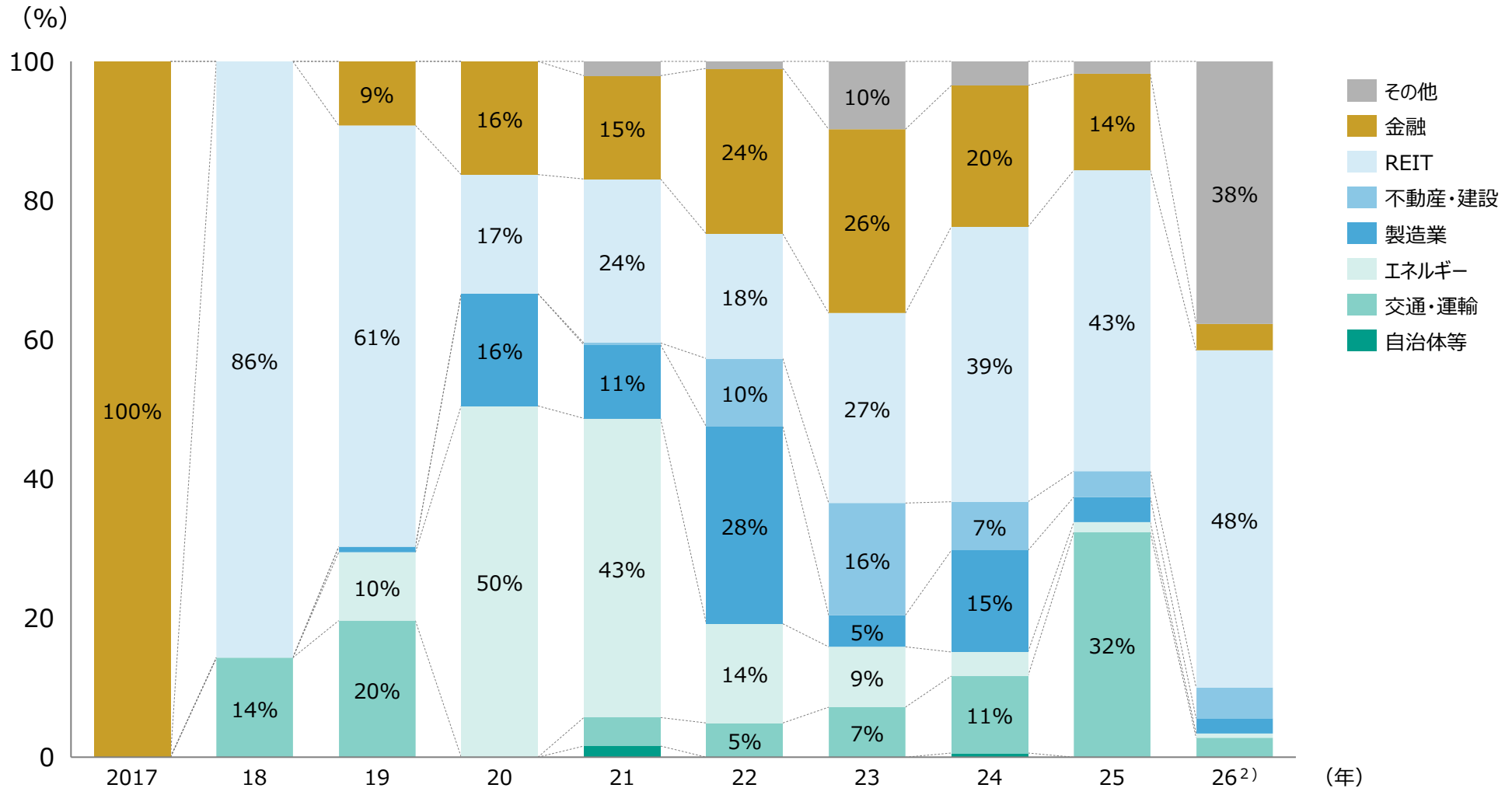
サステナビリティ・リンク・ボンドのセクター別発行件数の推移²⁾



1. データラベルは金額500億円以上ものについて表示； 2. データラベルは件数3件以上のものについて表示； 3. 2026年は6月30日までの実績値
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年8月23日閲覧、同年6月30日現在）

グリーンローン（１／３）調達セクター別内訳

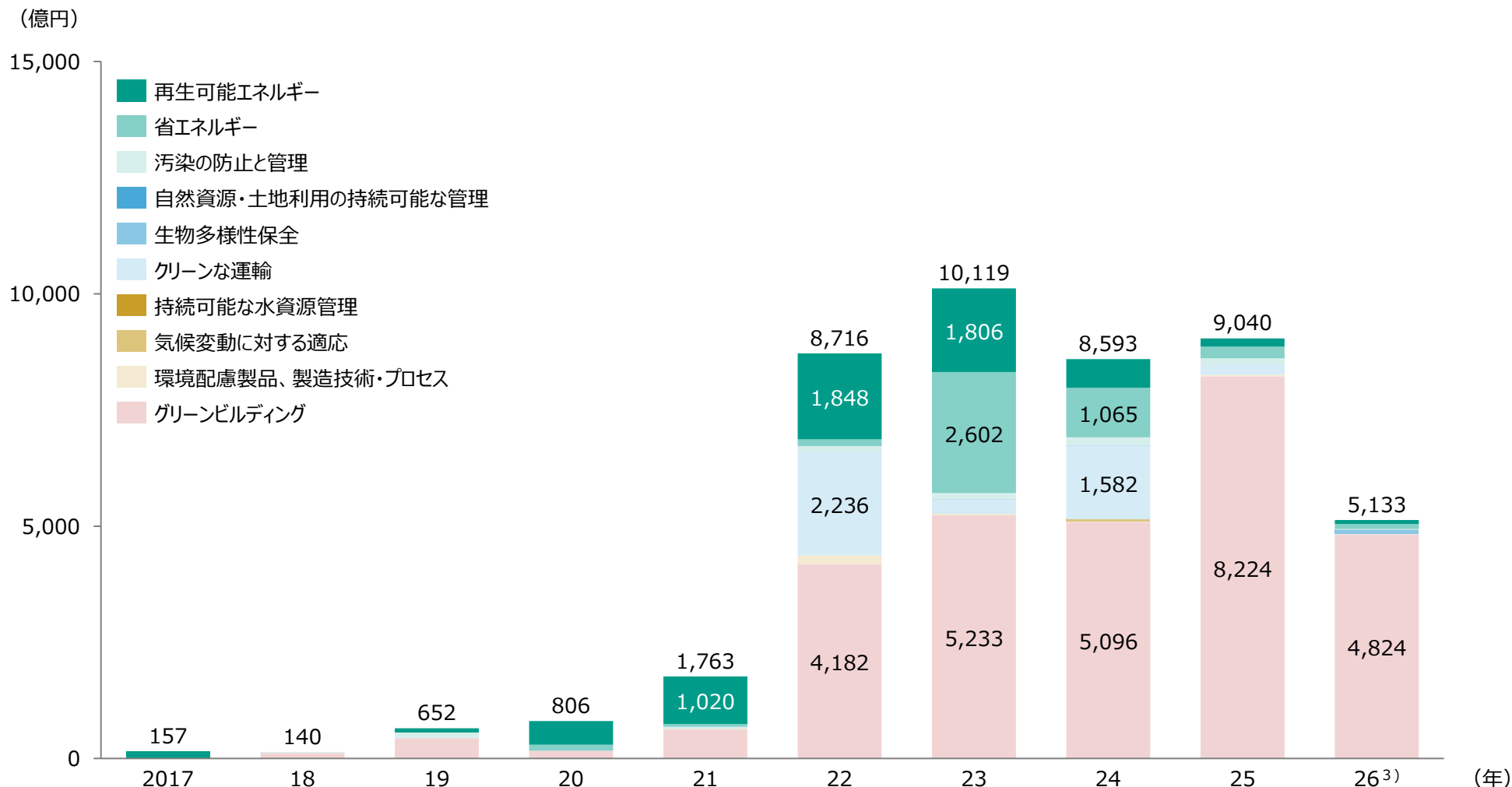
グリーンローンのセクター別組成額の割合の推移^{１）}



１．データラベルは四捨五入して５％以上のものについて表示；２．２０２６年は６月３０日までの実績値
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（２０２６年８月２３日閲覧、同年６月３０日現在）

グリーンローン（２／３）資金使途^{１）}

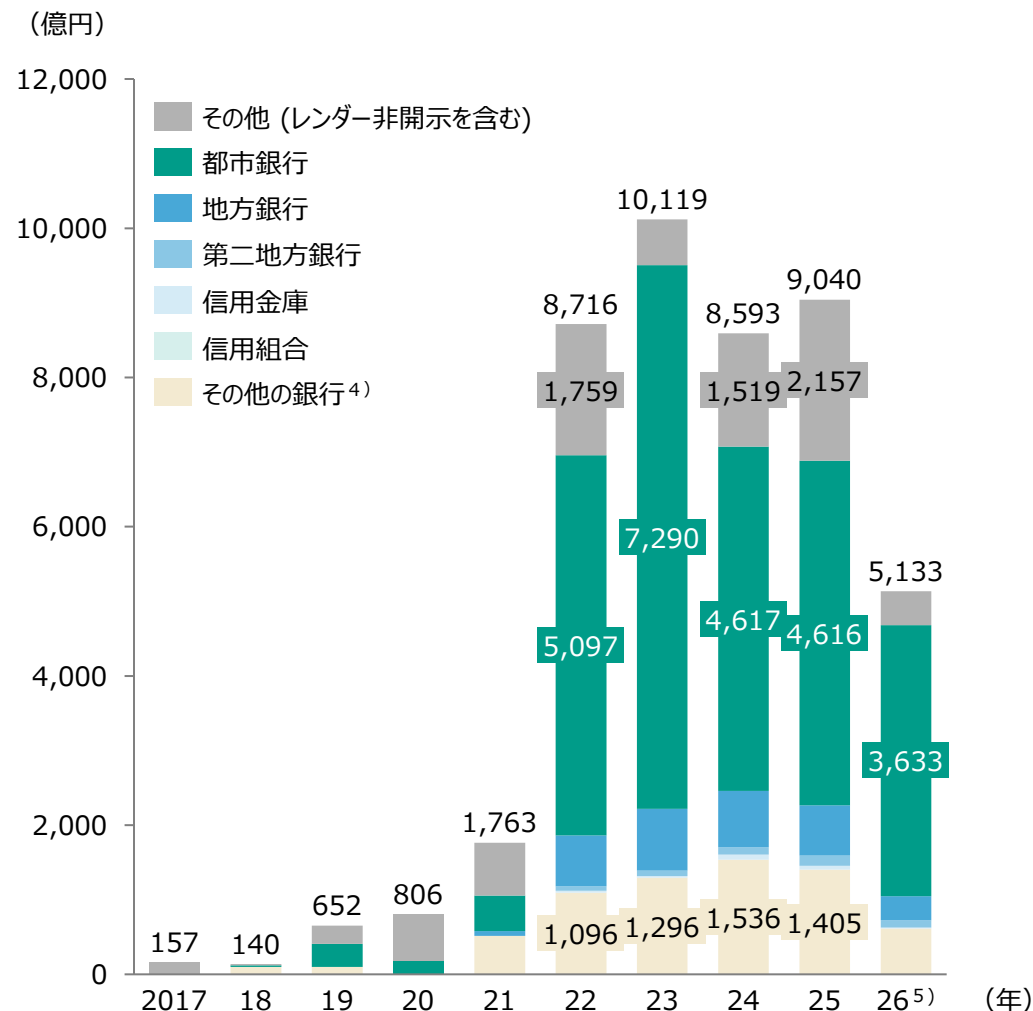
グリーンローンの資金使途別発行額の推移^{２）}



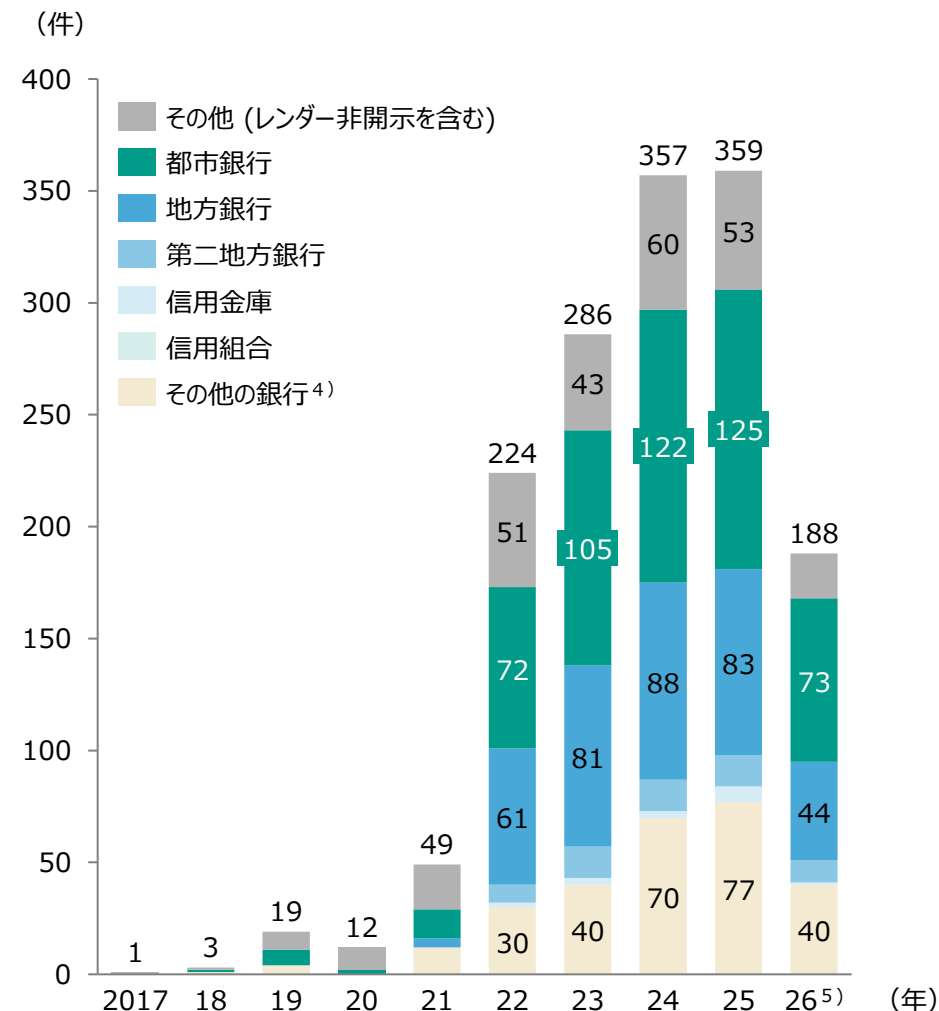
１．資金使途は、グリーンリスト（グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドラインの付属書１）における大分類で、各案件について、資金調達者等による報道発表資料、フレームワーク、セカンド・パーティ・オピニオン（SPO）等をもとに事務局で資金使途の分類を判断したもの。複数資金使途があるものについては、主要な用途と思われるものに分類； ２．データラベルは1,000億円以上のものについて表示； ３．2026年は6月30日までの実績値
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年8月23日閲覧、同年6月30日現在）

グリーンローン（3／3）ストラクチャー金融機関¹⁾ 業態別

グリーンローンの金融機関業態別組成額の推移²⁾



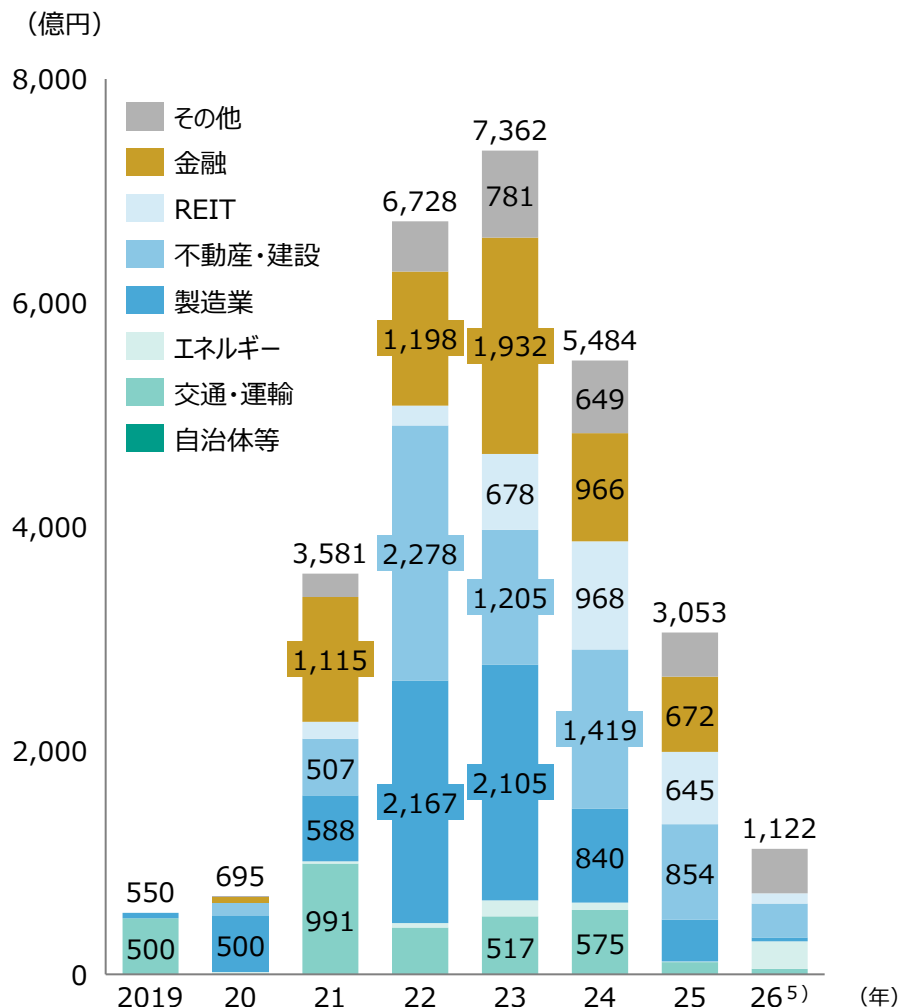
グリーンローンの金融機関業態別組成件数の推移³⁾



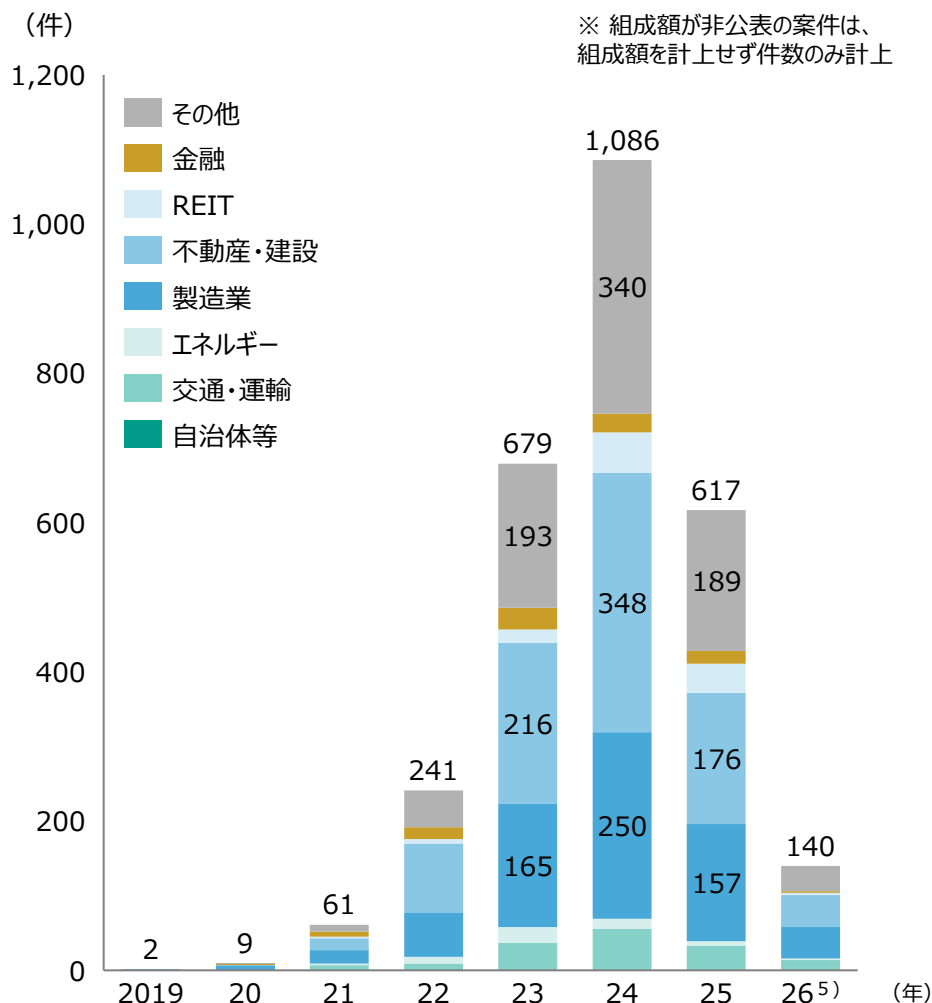
1. 金融機関は各案件の代表的な金融機関で、複数行が記載されている場合は公表資料上の記載順に基づき最初に記載された金融機関、シンジケートローンの場合はアレンジャー行をそれぞれ集計上の代表行とした； 2. データラベルは1,000億円以上のものについて表示； 3. データラベルは30件以上のものについて表示； 4. その他の銀行は名称に「銀行」を含む金融機関で、都市銀行、地方銀行及び第二地方銀行を除くもの； 5. 2026年は6月30日までの実績値
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年8月23日閲覧、同年6月30日現在）

サステナビリティ・リンク・ローン¹⁾ (1 / 2) 調達セクター別内訳

サステナビリティ・リンク・ローン¹⁾ のセクター別組成額²⁾ の推移³⁾



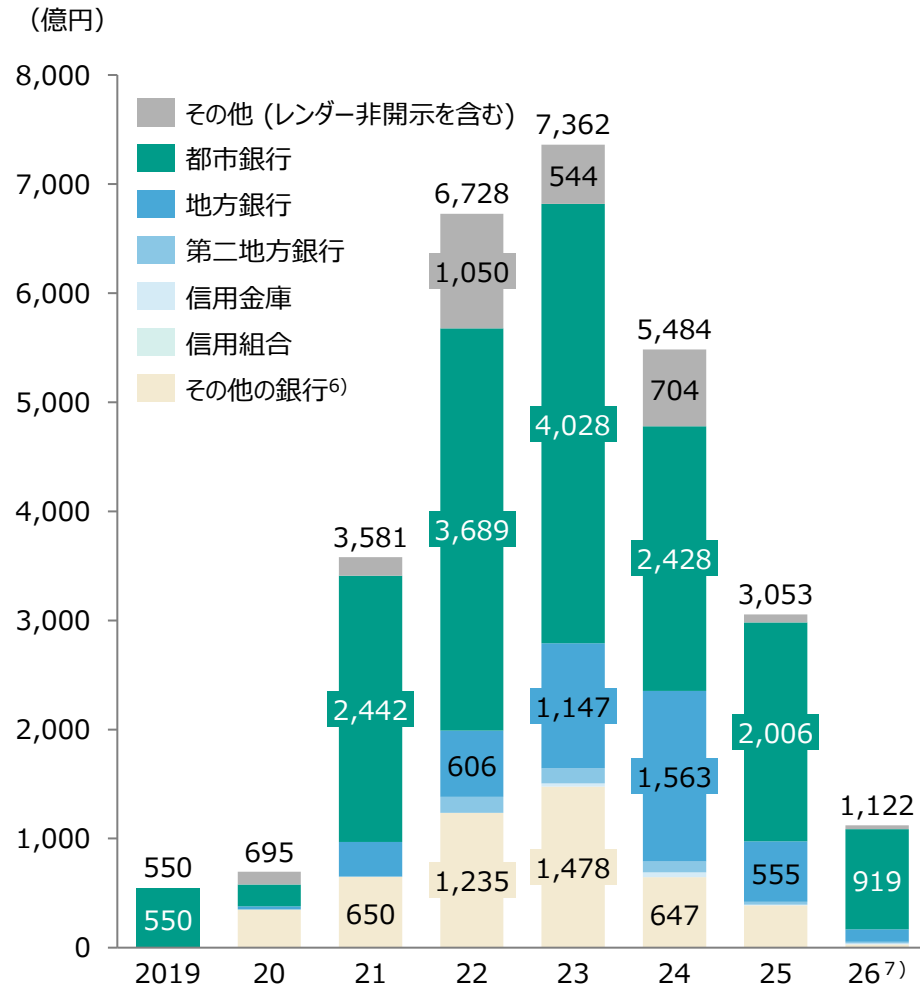
サステナビリティ・リンク・ローン¹⁾ のセクター別組成件数の推移⁴⁾



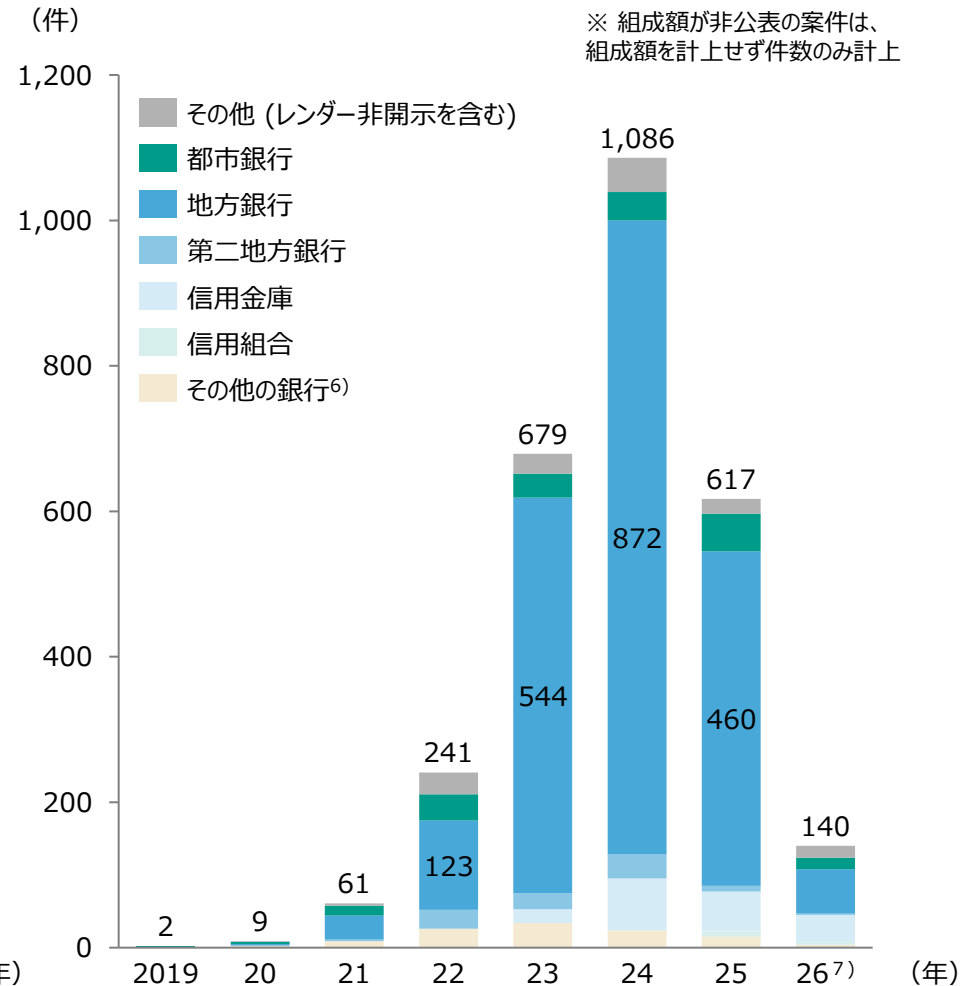
1. サステナビリティ・リンク・ローンは、金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（包括フレームワーク）」に基づいて組成された案件も含む；2. セクター別組成額は、組成額が公表されている案件におけるセクターの分布；3. 組成額のデータレベルは500億円以上のものについて表示；4. 組成件数のデータレベルは100件以上のものについて表示；5. 2026年は6月30日までの実績値
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年8月23日閲覧、同年6月30日現在）

サステナビリティ・リンク・ローン¹⁾ (2 / 2) ストラクチャー金融機関²⁾ 業態別

サステナビリティ・リンク・ローン¹⁾ のストラクチャー金融機関²⁾ 業態別組成額³⁾ の推移⁴⁾



サステナビリティ・リンク・ローン¹⁾ のストラクチャー金融機関²⁾ 業態別組成件数の推移⁵⁾



1. サステナビリティ・リンク・ローンは、金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（包括フレームワーク）」に基づいて組成された案件も含む； 2. 金融機関は、各案件の代表的な金融機関で、複数行が記載されている場合は公表資料上の記載順に基づき最初に記載された金融機関、シンジケートローンの場合はアレンジャー行をそれぞれ集計上の代表行とした； 3. ストラクチャー金融機関業態別組成額は、組成額が公表されている案件におけるストラクチャー金融機関の分布； 4. データラベルは500億円以上のものについて表示； 5. データラベルは100件以上のものについて表示； 6. その他の銀行は名称に「銀行」を含む金融機関で、都市銀行、地方銀行及び第二地方銀行を除くもの； 7. 2026年は6月30日までの実績値
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年8月23日閲覧、同年6月30日現在）

国際動向

米国の気候変動・エネルギー政策の動向（1/2）

- 米国のトランプ大統領は政権発足後、エネルギー・環境政策や規制の見直しを含む大統領令等に署名。パリ協定からの脱退手続きに続き、2026年1月には国連気候変動枠組条約を含む66の国際機関・イニシアティブからの脱退を表明した。
- 金融市場において過度にESGやDEIが重視されているとして議決権行使助言企業に対する監督強化を打ち出し、2026年に入り具体的な監督・調査事例（SEC・FTCの対応、大手助言会社の方針転換）が表れている。
- 2026年5月、SECは2024年に採択した気候関連開示規則の撤廃を正式提案するなど、資本市場における気候・ESG関連規制の緩和の動きが継続している。

大統領令・覚書・行政機関の対応等	大統領令・覚書・行政機関の対応等の概要及び関連する動き
Protecting American Investors from Foreign-Owned and Politically-Motivated Proxy Advisors [2025年12月11日]	■ 外国資本が寡占する議決権行使助言業界から米国資本の投資利益を守るためとして、議決権行使助言企業に対する監督強化を、証券取引委員会（SEC）委員長に指示。また、登録投資顧問業者が議決権行使助言企業を起用し多様性・公平性・包摂性（DEI）や環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する助言を得る行為が、受託者責任に違反していないかを調査するように指示。 ■ 同時に、連邦取引委員会（FTC）委員長に対して、州の反トラスト法の捜査対象となっている議決権行使助言企業の行為が、連邦の反トラスト法に違反する点がないか等を調査するように指示。 ■ その後SECは、大手議決権行使助言企業ISSに対し検査を開始し、ISSの資料提出拒否を受けて行政調査令状を発出した。 ■ <u>2026年9月、SECは、企業の委任状勧誘資料に一定の要件を満たす株主提案（環境・社会課題に関するものも含む）の掲載を求める規則（Rule 14a-8）の廃止を提案。</u>
Withdrawing the United States from International Organizations, Conventions, and Treaties that Are Contrary to the Interests of the United States [2026年1月7日]	■ 2025年2月4日の大統領令14199に基づき、米国が関与する国際・政府間の組織・条約等を精査した結果、米国の利益に反するとして、66の国連機関（※1）・非国連機関（※2）からの脱退を指示。その後、2026年2月27日付で国連気候変動枠組条約からの脱退を国連に通告。<u>条約の規定上、1年後に脱退の効力が発生する予定。</u>
Rescission of Climate-Related Disclosure Rules [2026年5月29日提案]	■ <u>2024年にSECが採択した気候関連開示規則（温室効果ガス排出量・気候関連リスク等の開示義務）について、SECの法定権限を逸脱しているとして全面撤廃を正式提案。2026年8月3日を期限としてパブリックコメントが実施された。</u>

米国の気候変動・エネルギー政策の動向 (2/2)

- 第二次トランプ政権による気候・エネルギー政策の見直しを巡り、2025年以降、州政府・民間団体等による連邦政府・SEC等への訴訟が提起されている。
- 連邦資金の執行、行政手続法（APA）上の権限・手続等を中心に、複数の案件で差止め・措置取消し等の司法判断が示されている。

対象施策	原告・申立人等	被告・関係当局等	主な争点	現状（2026年9月18日現在）
連邦資金の一時停止	ニューヨーク州等23州及び特別州	トランプ大統領、行政管理予算局（OMB）、連邦各省庁等	大統領令等を受けた連邦助成・融資等のOMB等による一時停止について、APA違反・権限逸脱等を主張。	2026年3月16日、第1巡回区が仮差止めを一部維持・一部取消し。包括的な資金凍結を禁じる部分は維持する一方、交付済み助成・契約に係る支払を直接命じる部分は取消し。
風力発電の許可・リース停止	ニューヨーク州等17州、特別州及びAlliance for Clean Energy New York	トランプ大統領、内務省等	2025年1月の大統領覚書に基づき、連邦機関が陸上・洋上風力の新規・更新許可等を一律停止した措置（Wind Order）のAPA上の適法性を争う。	2025年12月8日、マサチューセッツ連邦地裁がWind Orderを違法として全面取消し。2026年6月、政府が控訴を取下げ、地裁判決が確定。
SEC気候関連開示規則	アイオワ州等、企業・業界団体等	米証券取引委員会（SEC）	2024年に採択された気候関連情報開示規則について、SECの法定権限・APA上の適法性を争う。	SECは2025年3月に当該規則について争わない立場としたため、第8巡回区裁判所は訴訟手続きを停止中。2026年5月29日、SECが規則の全面撤回を提案。（9月18日時点でも最終決定には至っていない）
GGRF助成金の取消し	Climate United Fund等	EPA、Citibank	EPAによるGreenhouse Gas Reduction Fund（GGRF）助成金の終了通知・資金凍結について、インフレ抑制法に基づく歳出義務、APA等への違反を主張。	2026年8月4日、D.C.巡回区大法廷が下級審が出したEPAによる助成終了を阻止する仮差止命令を維持。ただし、資金払出しを命じる部分については11月9日まで効力停止とした。
FEMA防災・レジリエンス助成（BRIC）の終了	ワシントン州等22州及び特別州	連邦緊急事態管理庁（FEMA）、国土安全保障省等	FEMAによるBuilding Resilient Infrastructure and Communities（BRIC）プログラム終了について、議会が定めた防災・事前減災資金の執行義務、APA等への違反を主張。	2025年12月11日、マサチューセッツ連邦地裁が終了措置を取消し、恒久差止め。2026年3月に履行命令。その後FEMAはFY24・25の募集を再開。

出所：U.S. Court of Appeals for the First Circuit "State of New York v. Trump, Nos. 25-1236, 25-1413"；New York Attorney General "Attorney General James Secures Final Victory Defending Wind Energy"；U.S. Court of Appeals for the Eighth Circuit, "Order, State of Iowa, et al. v. U.S. Securities and Exchange Commission, No. 24-1522"；SEC "SEC Proposes Rescission of Climate-Related Disclosure Rules"；U.S. Court of Appeals for the D.C. Circuit "Climate United Fund v. Citibank, N.A., No. 25-5122"；Massachusetts Attorney General "AG Campbell Secures Court Order Requiring Trump Administration To Restore Billions In Disaster Mitigation Funding"；FEMA "FEMA Announces \$1 Billion in Federal Funding to Help States Mitigate Impact of Disasters"（いずれも2026年9月18日閲覧）

欧州におけるサステナビリティ開示規則等の進展

- EUでは、企業のサステナビリティ開示・デューデリジェンス規制の負担軽減を企図した「オムニバスI」パッケージの審議が進められていた（CSRD/CSDDD改正、EUタクソノミー簡素化等）。
- 2026年2月、CSRD/CSDDD改正指令（Directive (EU) 2026/470）が正式採択・発効し、対象閾値の引き上げ・開示項目の削減等の縮小内容が確定した。
- サステナブルファイナンス開示規則（SFDR）についても同様の簡素化を企図した改正案（SFDR2.0）が2025年11月に公表され、2026年9月時点で欧州議会審議が続いている。
- 英国は同時期に、EUのESRSとは別に、ISSB基準（IFRS S1/S2）へ単純整合するUK SRSを採択した。

法案等	第16回検討会（2026年3月）以降の主要な動向
CSRD/CSDDD改正指令（オムニバスI）〔Directive (EU) 2026/470、2026年2月24日採択・2月26日官報公布・3月18日発効〕	■ CSRD：対象閾値を従業員1,000人超・売上高4.5億ユーロ超に引き上げ（EU域外企業は域内売上4.5億ユーロ超等）、ESRS開示項目を大幅削減、セクター別開示は任意化、中小企業への情報要求はVSME基準を上限化。加盟国は2027年3月19日までに国内法制化。 ■ CSDDD：対象閾値を従業員5,000人超・売上高15億ユーロ超に引き上げ、DD対象を高リスク領域に重点化、移行計画の「実行」義務を削除、罰則は全世界売上高の3%を上限。加盟国は2028年7月26日までに国内法制化（適用開始は2029年7月26日）。
SFDR改正案（SFDR2.0）〔欧州委員会が2025年11月20日に提案、審議中〕	■ 事業体レベルのPAI（Principal Adverse Impacts）開示義務を廃止しCSRDとの重複を解消するとともに、商品レベルの開示項目を削減。現行の第8条・第9条ファンド区分を廃止し、新たにSustainable／Transition／ESG Basicsの3分類制度（各区分に除外基準・組入資産70%以上等の基準）を導入。 ■ <u>2026年6月24日、EU理事会が交渉方針（negotiating mandate）で合意。</u> ■ <u>欧州議会（ECON委員会）の採決は2026年9月にずれ込み、本資料作成時点で審議継続中。</u> ■ <u>3分類制度の大枠では理事会・議会は合意にいたりつつあるが、除外基準・PAI開示の扱い・事業体レベル開示等の詳細は依然未確定。</u>
<u>英国SRS（Sustainability Reporting Standards）</u>	■ <u>2026年2月25日、英国政府がISSB（IFRS S1/S2）準拠のUK SRS S1/S2の最終版を公表（現時点では任意適用）。</u> ■ <u>金融行為監督機構（FCA）が2026年1月30日、上場企業への適用に向けたコンサルテーションを開始。2026年秋に最終ルール・方針を公表予定で、2027年1月1日に開始する会計年度から適用見込み。</u>

出所：EUR-Lex "Directive (EU) 2026/470 of the European Parliament and of the Council of 24 February 2026 amending Directives 2006/43/EC, 2013/34/EU, (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards certain corporate sustainability reporting requirements and certain corporate sustainability due diligence requirements (Text with EEA relevance)"; European Parliament Legislative Observatory "Sustainability-related disclosures in the financial services sector (SFDR) and key information documents for packaged retail and insurance-based investment products (PRIIPs)"; GOV.UK "UK Sustainability Reporting Standards"; FCA "Aligning listed issuers' sustainability disclosures with international standards"（いずれも2026年9月10日閲覧）

ICMAにおけるトランジション・ファイナンス関連動向

- ICMAは2025年11月、気候トランジション・ファイナンス・ハンドブック（CTFH）を改訂し、新たに「クライメート・トランジション・ボンド・ガイドライン（CTBG）」を公表した。
- 2026年6月には、CTBGを踏まえたFAQ（Climate Transition Bond Guidelines FAQ）を公表。
 - クライメート・トランジション（CT）プロジェクトの定義やCTBGの適合性を判断するうえで求められるCTFHへのベストエフォート適合の考え方等について説明されている。
 - CTプロジェクトとグリーンプロジェクトの扱いについては、線引きが本質的に難しく、国・地域や発行体の状況を考慮しつつ、最終的には発行体の評価と方法論に基づく旨が再度示されている。

CTBG FAQ（一部抜粋・要約、事務局仮訳）

Question		Answer
Q1	CTプロジェクトとグリーンプロジェクトは、どのように区別するか？	CTプロジェクトとグリーンプロジェクトの線引きは本質的に難しく、国・地域や発行体の状況によって理解が異なり得ることを認識しており、分類がグリーンかトランジションかは、最終的には発行体の評価と方法論に基づき決定される。
Q2	CTFHとの「ベストエフォート」での適合性は、どのように理解されるべきか？	Comply or Explainアプローチとして理解されるべき。完全に満たすことが難しい要素・内容等については、その理由と、可能になった時点で開示をどのように強化するか計画を示すことが求められる。
Q5	CTBの発行体は、Hard-to-abateセクターである必要があるか？	その必要はなく、どの部門の発行者でも、債券がCTBGの中核要素とセーフガードを満たしていればCTBを発行できる。
Q10	CTBGを通じて資金調達できるローンの種類は何か？	ローンを資金用途とするCTBでは、基礎となるローンが発行体のCTBフレームワークに定義された適格基準を満たし、CTBGと適合している必要がある。